

市民参加実施予定シート

予 定
平成27年2月1日時点

担当課(学校教育課)

1 市民参加の手続 実施予定について

通称	小山小学校通学区域の変更について	市が考える 市民等への影響	<メリット> ・流山市立小学校の指定区域が決まることにより、就学する児童の適正な教育環境が確保される。 ・児童が安心して通学ができる環境を整備できる。
名称	流山市立小学校及び中学校通学区域規則の改正		<デメリット>
概要	小山小学校の通学区域内において、土地区画整理事業による宅地整備が進み、就学予定児童数が大幅に増加し、今後も増加することが見込まれたことから、学校規模、通学距離、通学経路、地域コミュニティ等を踏まえて、通学区域を変更し、「流山市立小学校及び中学校通学区域規則」を改正するものである。		

(1)市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの（条例第5条第1項及び第4項）		市民参加の手続を実施しないもの（第5条第2項の規定）
<input type="checkbox"/>	(1)基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/> (1) 軽易なもの
<input type="checkbox"/>	(2)行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	<input type="checkbox"/> (2) 緊急に行わなければならないもの
<input type="checkbox"/>	(3)公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/> (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
<input checked="" type="checkbox"/>	(4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
<input type="checkbox"/>	(5)条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	
<input type="checkbox"/>	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

(2)市民参加の手法について

市民参加の方法（条例第6条第1項）				
実施方法		実施予定期間	参加が期待される市民等	その他特記事項
複数実施	■ 審議会等	H26 3/5、5/30、(2回実施)	審議会委員(専門員、公募委員を含む市民等)	流山市通学区域審議会
	□ パブリックコメント手続			(審議会) ・通学区域は、学校規模、通学距離、通学経路についての規定や指針、地域コミュニティの考え方などの様々な専門的な見地からの審議や意見を取り入れることとされていることから、学校長、PTA、地域の状況を良く把握している方々を委員として、審議や意見を聴取する必要があるため。
	■ 意見交換会	H26 3/15、5/24、(計2箇所で実施)	一般対象者(保護者、地域住民)	(意見交換会) ・指定区域の見直しを検討している区域について、保護者との意見交換をすることにより教育委員会の考えを伝えることができ、また、保護者の率直な意見を聴取することができると思ったため。
	□ 公聴会			
	□ 政策提案制度			
	□ その他			

(3)市民参加のスケジュール(予定)

平成25年度		平成26年度												平成27年度	
4~9月	10月~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4~9月	10月~3月
			3/5審議会	審議会(5/30)											
	3/15説明会			説明会(5/24)											

2 初期予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由